

速報

山口県教職員団体連合会
平成30年8月10日



人事院勧告

5年連続 月例給、ボーナスともに引上げ!

〈 職員の給与等に関する勧告 〉 ~人事院~

人事院は8月10日(金)、一般職国家公務員の平成30年度の給与とボーナスについて、ともに引き上げるよう、国会と内閣に勧告しました。

人事院は民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、従業員50人以上の企業のうち、約12,500事業所、約53万人の個人別給与を実地調査しました。(完了率88.2%)

月例給については、公務と民間の4月分給与額を調査しました。主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢(平均年齢43.5歳、現行給与410,940円)等を比較したところ、民間給与に比べ655円(0.16%)下回っていたので、この格差を是正するために、俸給表の水準を400円(0.2%)引き上げる勧告を行いました。

また、ボーナスについては、民間事業所における好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったことから、年間4.45月分に引き上げるよう勧告しました。

		6月期	12月期
30年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.90月(支給済み)	0.95月(現行0.90月)
31年度以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.925月	0.925月

【給与勧告の骨子(ポイント)】

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との格差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

【定年引上げに関する意見の申出の骨子(ポイント)】

- 定年を段階的に65歳まで引上げ
 - ・ 定年延長に関する法律の改正の施行年度に60歳に達する職員からが対象
- 60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
 - ・ 役職定年対象者の年間給与に関して、60歳前の5~6割の水準となる場合がある
- 役職定年制の導入
- 多様な働き方を実現
 - ・ 希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入

県教連では、今回の人事院の勧告・申出を受け、8月20日(月)に関係団体とともに県人事委員会に対して「2018年人事委員会勧告に関わる要求書」を提出します。また、9月には関係団体とともに人事委員会との交渉を行います。

詳しい勧告の内容については、**県教連事務局までお問い合わせください。**